

令和5年(2023年)5月2日

保護者様

札幌市教育委員会  
市立札幌北翔支援学校  
校長 山田 浩富

令和5年5月8日以降の学校生活における感染症対策等について（お知らせ）

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動への御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、文部科学省から「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」が示されたことを受け、学校生活全般における新型コロナウイルス感染症対策等の取扱いが下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の取扱いについて

#### (1) 出席停止期間の基準の変更

5類感染症への移行後の療養期間の考え方等を踏まえ、出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。（「症状が軽快」とは「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」により判断いたします。）

#### (2) 臨時休業措置（学級閉鎖等）の基準について

感染が広がっている可能性が高く、措置が必要と判断した場合、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲で原則5日間閉鎖することといたします。

### 2 その他留意事項について

(1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であるため、無理して登校することがないようお願いいたします。

(2) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めておりません。なお、本校では当面の間、児童生徒と学習を行う場面について、教職員はマスクを着用して指導にあたることといたします。

(3) 今後も基本的な感染対策は重要であり、引き続き「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行が求められていることから、学校においても引き続き取り組んでいきます。

連絡先： 市立札幌北翔支援学校 011-668-5161  
札幌市教育委員会保健給食課保健係 011-211-3841